

北山地区地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (2025年度)
目標年度	令和17年度(2035年度)
市町村名 (市町村コード)	茅野市 (20214)
地域名 (地域内農業集落名)	北山地区 (柏原集落、湯川集落、芹ヶ沢集落、糸萱集落、蓼科集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	303.62 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	303.62 ha
② 田の面積	270.04 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	33.58 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、豊富な用水と蓼科山から八ヶ岳へとつながるなだらかな傾斜地となる日当たりのよい農地を利用して農業が行われており、現在は水稻やそばを始め野菜の種類も幅広く花卉の栽培も広く行われてきている。
しかしながら、農業者の高齢化が進んでおり、価格高騰で農家離れや後継者が不足していて技術継承が課題であり、縮小農家の増加が懸念される。
持続的に農地の利用や集約を図りながら、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。
また、地域ブランドとなる農作物や花卉等について、JA主体協力で県や市とともに、指導・技術提供をはじめ定期的な情報提供を周知しながら、土壌の改良や土地にあった野菜等の提案を随時行っていく。
有機農業を希望している者も担い手としていくことも検討していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	30.4	%	将来の目標とする集積率 50 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
北山地区地域計画における目標地区区域内での認定農業者や法人等の耕作者数は、38件、90.1ha(令和6年度時点)となっており、認定農業者や法人等を中心として集約化を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組
農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を、担い手のニーズを踏まえ実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
県市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
地域内で農作業の効率化を図るため育苗・定植・刈取等の作業はJA及び地域内の担い手へ委託するとともに、それ以外の管理、病虫害防除、草刈り等の作業並びに担い手が引き受けるまでの作業は、中山間や環境整備事業をし、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】
①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置・管理するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
③農薬散布にドローンや用水管理を自動化する等についてJAや市と連携し地区内で連携して進める。
④山際や集落内の小規模の水田は、畑地化を進める。
⑦保全・管理について、現在実施している中山間及び環境整備事業を継続して行う。
⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。
⑩法人等の貸し付けの際、北山地区内での農業においての管理協定締結を進める。